

保健だより



4月

善通寺第一高等学校 保健室



自分の健康状態を把握しよう!!

新学年が始まりました。新しい友達やクラスで少し緊張感があるかもしれません。新生活への疲れや朝晩の気温の変化、また、花粉の多く飛ぶ季節のために体調を崩しやすい時期でもあります。健康管理をしっかりとしていきます。

保健室の利用について

こんなとき、利用してください。

- ★ 体調が良くないとき
- ★ けがをしたとき
- ★ 健康に関する情報を知りたいとき
- ★ 自分の健康状態をチェックしたいとき
- ★ 自分の心や身体について悩みや不安があるとき

学校で病気やけがをしたとき

- ★ 保健室では、基本的な応急処置を行います。
- ★ 保健室で休養する場合は、事前に担任や授業担当の先生に連絡しておきましょう。また、症状の程度によっては早退する場合もあります。保護者に連絡を取り、お迎え等の相談をします。
- ★ 保健室で休養や処置を受けた場合、「保健室利用報告書」を渡します。授業時間中に教室に戻る場合は授業担当者に、休憩時間中に教室に戻る場合は担任の先生に提出してください。

今年度も皆さんが元気で学校生活が送れるように応援していきます。



定期健康診断日程

- ・各自の健康状態を知る大切な検診です。きちんと受けてください。
- ・何か異常や疾患があれば治療プリントを渡します。
- ・必ず保護者と相談して専門医を受診し、受診結果を保健室へ提出してください。

日 程	項 目	対 象 者
4月16日(火)	心電図検査	1年生、2・3年生該当者
4月23日(火)	尿検査	全校生
4月17日(水)	身体計測	全校生
4月18日(木)	眼科検診	全校生
	耳鼻科検診	3年生、2年生1～3組
4月25日(木)	胸部検診	1年生、職員
5月8日(水)	尿検査	【4/23の未提出者、再検査者】
5月22日(水)	内科検診	3年生
5月23日(木)	耳鼻科検診	2年生4～6組、1年生
5月24日(金)	尿検査	【4/23・5/8の未提出者、再検査者】
	貧血検査	1年生、2・3年生該当者
5月29日(水)	内科検診	2年生
5月30日(木)	歯科検診	3年生、2年生1～3組
6月12日(水)	内科検診	1年生
6月13日(木)	歯科検診	2年生4～6組、1年生

今年一年間、お世話になる校医さんの紹介です。

内科： 中島先生（中島医院） 歯 科： 杉本先生（杉本歯科医院）
眼 科： 戸倉先生（戸倉眼科） 学校薬剤師： 久保先生（すまいる薬局）
耳鼻科： 小野先生（小野耳鼻科）



日本スポーツ振興センター

～ 災害共済給付制度 ～

学校の管理下（登下校中を含む）における生徒の事故で、医療保険各法（健康保険、国民健康保険等）に基づく療養に要する費用の額が5,000円（自己負担分は1,500円）以上の場合、災害共済給付（医療費の一部、障害見舞金または死亡見舞金の支給）が行われる制度です。

＜給付の制限について＞

- ・交通事故等で、加害者があり損害賠償を受けられる場合には対象となりません。
- ・故意によるもの、重大な過失によるものについては給付されないか、減額される場合があります。

＜時効について＞

- ・災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間請求を行わないと時効によって消滅します。

【手続きについて】

- ・受傷後、医療機関を受診した場合には、速やかに担任の先生・顧問の先生に申し出て必要書類を保健室に取りに来てください。（本人が記入する書類と医療機関で記入してもらう書類があります。）
- ・保健室では、1カ月分まとめて日本スポーツ振興センター支部あての提出書類を作成し、毎月末日に発送します。
- ・共済給付金は、適用を受けた月の翌月末に、保護者が加入同意書内で指定した銀行口座に振り込まれます。

学 校 感 染 症 の 種 類 と 出 席 停 止 期 間 の 基 準

- 第一種** ： 感染症の一類感染症、二類感染症（結核を除く）が該当する。

出席停止の期間 完全に治癒するまで。

- 第二種** ： 該当する病名、出席停止の期間は下記の通りである。

- ★インフルエンザ ： 発症後（発熱の翌日を一日目として）五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで。
- ★百日咳 ： 特有の咳が消失するまで又は五日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
- ★麻疹（はしか） ： 解熱後三日間経過するまで。
- ★流行性耳下腺炎（おたふく） ： 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後五日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
- ★風しん ： 発しんの消失まで。
- ★水痘（水ぼうそう） ： 全ての発しんが、*痂皮化するまで。 *痂皮化：かさぶた
- ★咽頭結膜炎 ： 主要症状消退後二日経過するまで。
- ★結核 ： 医師によって感染の恐れがないと認められるまで。
- ★細菌性髄膜炎 ： 病状により学校医等において感染の恐れがないと認めるまで。

- 第三種** ： コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性、大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎（はやり目）、急性出血性結膜炎 出席停止の期間 全ての疾患において医師が感染の恐れがないと認めるまでである。

☆その他の感染症（例：感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病 など）

「その他の感染症」とは、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合、その感染症の拡大を防ぐため必要があるときに限り校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症として緊急的に出席停止の措置をとることができるものです。出席停止の措置については、学校における感染症の発生・流行の態様等により判断されますが、感染症の発生・流行の態様等の把握のため、上記の学校感染症と同じく診断を受けた場合には、学校への連絡をお願いします。

学校感染症に罹患した場合は、必ず、学校へ連絡をお願いします。報告書となる「感染症の届け」については、登校後に学校でお渡しします。保護者により記入していただき、1週間以内での提出をお願いいたします。